

別紙

時間的制約を受ける工事の積算方法

1 対象工事

以下に示す項目により継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない工事とする。

2 時間的制約条件

以下(1)～(4)の時間帯を避けた施工を必要とする場合又は(5)の制約を受ける場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約(例：毎週○曜日のみ)を受ける場合は適用しない。

- (1) 現道の交通量の多い時間帯
- (2) 通勤・通学の時間帯
- (3) 公的な輸送機関(バス・鉄道等)のピークとなる時間帯
- (4) 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- (5) 山間部(中山間地域を含む)など現場条件によって作業時間に制約を受ける場合

3 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間について、4時間／日以上～7.5時間／日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間／日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

4 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

(1) 作業時間の算出

拘束時間＝作業終了時間－作業開始時間(なお、標準拘束時間は9時間とする)
作業時間＝拘束時間－1時間(休憩時間帯)(なお、標準作業時間は8時間とする)

(2) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注)「時間的制約を受ける場合」とは、作業時間が7時間／日を超える7.5時間／日以下をいう。

「時間的制約を著しく受ける場合」とは、作業時間が4時間／日以上～7時間／日以下をいう。

(3) 設計労務単価の補正割増し

設計労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

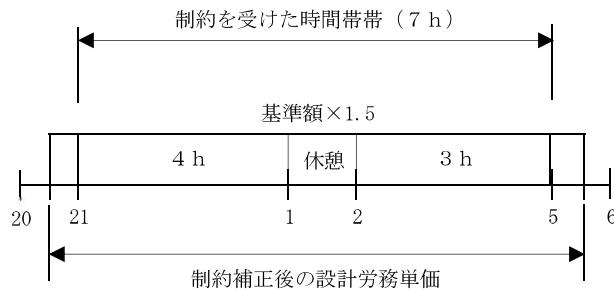
ア 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)内において作業時間に制約を受ける場合の設計労務単価

設計労務単価＝公共工事設計労務単価×補正割増し係数

イ 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業を行う場合の設計労務単価(例-1、例-2)

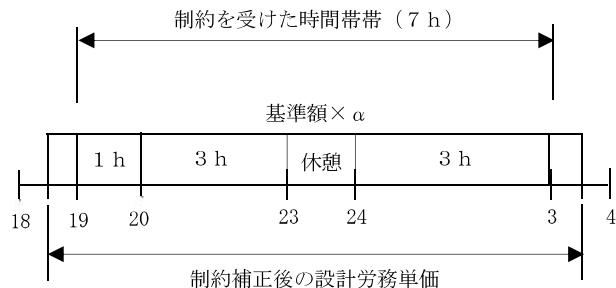
設計労務単価＝〔公共工事設計労務単価+割増し賃金〕×補正割増し係数

(例一 1) 20 時～6 時の時間帯の中で 21 時～5 時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}
 \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\
 &= \text{基準額} \times 1.5 \times 1.14 \\
 &= \text{基準額} \times 1.71 \\
 \text{ただし、割増し賃金} &= \text{基準額} \times 0.5
 \end{aligned}$$

(例一 2) 18 時～4 時の時間帯の中で 19 時～3 時までの時間的制約を受けた場合



$$\begin{aligned}
 \text{設計労務単価} &= [\text{基準額} + \text{割増し賃金}] \times \text{補正割増し係数} \\
 &= \text{基準額} \times 1.428 \times 1.14 \\
 &= \text{基準額} \times 1.628 \\
 \text{ただし、} \alpha &= \text{割増し率} \\
 &= (1h \times 1.0 + 6h \times 1.5) / 7h \\
 &= 1.428 \\
 \text{割増し賃金} &= \text{基準額} \times 0.428
 \end{aligned}$$

ウ 設計労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。

エ 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

5 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算に当たっては、機械損料を補正する場合には「土地改良事業等請負工事機械経費算定基準について」（昭和 58 年 2 月 28 日付け 58 構改 D 第 147 号）により、行うものとする。

6 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定に当たっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。